

**インターネット広告における  
一体性の認められる表示、及び  
景品表示法における広告表示に関する  
責任の明確化について**

**2024年5月17日**

**日本貸金業協会**

# インターネット広告における一体性の認められる表示について

## 【貸金業者の広告に関する細則】

### Ⅲ. 4. インターネットによる広告等（個人向け貸付けの契約に係る広告）に関する遵守事項等

#### (1)表示すべき事項について

広告の種類等（表示サイズや文字数の制限を含む）を問わず、貸付条件に係る事項を一部でも記載する場合は、当該広告内（これと一体性が認められるものを含む。）に、本細則Ⅰ. 2. に掲げる事項（法第15条及び施行規則で定める事項）を、施行規則第12条第3項で定めているとおり、「明瞭かつ正確」にすべて表示する。

〈省略〉

また、バナー広告等を通して自社ホームページにリンク等により誘導する場合には、その誘導先のページでは、以下に掲げる事項を表示する（バナー広告に貸付条件に係る事項の一部を表示する場合には、一体性を確保するための措置を講じた上、誘導先のページでは貸付条件の全てを記載する。）。

貸金業法第15条に係る貸付けの条件等の表示について、インターネット広告においては、一体性が認められるものは誘導先での表示を可能としましたが、**一体性については厳密に扱われる必要があります、以下に記載しました2点を遵守しなければなりません。**

- ①バナー等の広告内において、貸付けの条件が遷移先に表示されていると資金需要者等が明確に認識できる表示。
- ②誘導先サイトにおいて、資金需要者等が明確に認識できる貸付けの条件の表示。

※リスティング広告のような文字数に制限がある広告においても同様です。

# 一体性が認められる表示例

## ①【バナー・アフィリエイトサイトの広告など】

貸付けの条件が遷移先に表示されていると資金需要者等が明確に認識できる表示

〈バナー等〉

キャッシング〇〇  
実質年率15.0%  
貸付条件はこちら

キャッシング〇〇  
実質年率15.0%  
詳細はクリック

キャッシング〇〇  
実質年率15.0%  
貸付条件はリンク先に記載  
(お申込もできます)

〈アフィリエイトサイト等〉

キャッシング〇〇の特徴

キャッシング〇〇  
実質年率15.0%  
貸付条件はこちら

実質年率15.0%

キャッシング〇〇の特徴

キャッシング〇〇

実質年率15.0%  
貸付条件はこちら

キャッシング〇〇の特徴

キャッシング〇〇  
貸付条件はこちら

実質年率15.0%  
公式サイト

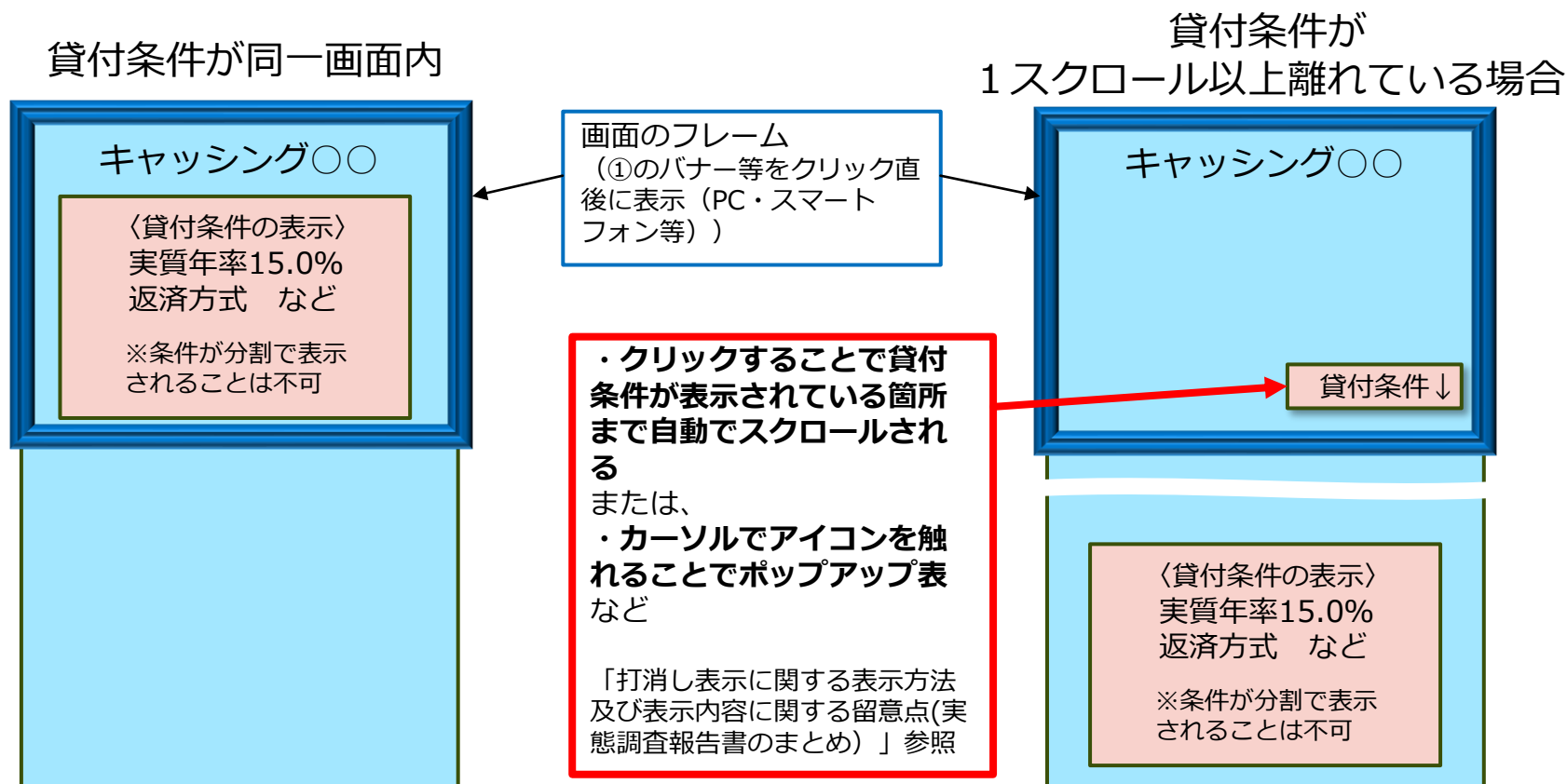
※当該広告内に貸付けの条件の全てを表示することを妨げるものではありません。

# 一体性が認められる表示例

## ②【誘導先のHP・LPなど】

### 資金需要者等が明確に認識できる貸付けの条件の表示

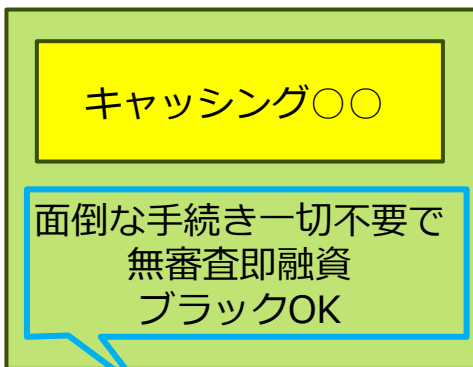
①のバナー等のクリック直後に表示されるページに貸付条件が表示されることが望ましく、何度もクリック、または長大なスクロールが必要な場合は一体性がないと判断されるおそれがありますので、以下のような対応が必要になります。



# 景表法における広告主の表示責任

【貸金業者の広告に関する細則】 1. 1. (1)において明確化された「不当景品類及び不当表示防止法（以下、景表法）その他の適用のある法令並びに告示及びガイドラインその他の準則を遵守する」について

【不適切なアフィリエイトサイト】



誇大な表現

左のような、アフィリエイトターが制作したアフィリエイトサイトにおいて、アフィリエイト契約をした貸金業者のバナー（黄色）が表示されている場合に、貸金業法第16条第1項・第2項等、その他関係法令に抵触する誇大な表現があっても、従来は『アフィリエイトターが勝手に制作しているので関係がない』と主張することがありました。



景表法においては、アフィリエイト広告で貸金業者が表示内容の決定に関与している場合や、アフィリエイトターに表示内容の決定を委ねる場合にも、貸金業者が行った広告表示とされます

また、上記に該当するアフィリエイト広告を行う貸金業者は、次ページの対応が求められています。

# 【事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針】

景表法第26条における管理上の措置として、令和4年6月に、アフィリエイト広告のように広告を外部に委託する場合の管理上の措置の具体的事例としての一部改正があり以下が追加されました。

**アフィリエイトとの契約確認、情報の共有と管理、景表法の啓発促進、また、不当表示が明らかになった場合の迅速・適切な対応の措置を図る必要がありますので、現在の契約内容が指針に基づいた適切な内容になっているか確認が必要です。**  
**なお、これはASPが仲介する場合も同様です。**

## ＜事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針＞の概要

消費者庁 2022年06月29日 公表資料 <https://www.caa.go.jp/notice/entry/029287/>

- ①景品表示法の考え方の周知・啓発
  - ・自らまたはASP等を通じて、アフィリエイトに対して景表法の考え方を周知・啓発
- ②法令遵守の方針等の明確化
  - ・法令遵守の方針に違反した場合の具体的な措置(契約解除、成果報酬の支払い停止等)について契約で明確にしておくなど
- ③表示等に関する情報の確認
  - ・アフィリエイトに作成を委託した表示等を事前に確認することなど
- ④表示等に関する情報の共有
  - ・表示内容の方針や表示の根拠となる情報を、アフィリエイトと事前に共有
- ⑤表示等管理するための担当者等を定める
  - ・自社内で表示等を管理する担当者についてアフィリエイトに対しても周知
  - ・管理担当者はアフィリエイトに対しても景表法について周知・啓発
- ⑥表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を取る
  - ・アフィリエイト広告を行う事業者が表示等を含めた資料の保管など
- ⑦不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応
  - ・消費者からの相談窓口の設置
  - ・不当な表示の早期是正・削除やアフィリエイトとの契約解除
- ①～⑦以外の措置の追加
  - ・アフィリエイト広告が事業者の広告であることを明示するため、自らとアフィリエイトとの関係性を一般消費者が明確に理解できるよう、「広告」という文言の表示が望ましい
  - ・(留意点)「広告」という文言の①表示位置(最初に見る位置に表示)、②大きさ(見ているページの文字の平均的な大きさ)、③色(背景と比べて明確に区別できる色)